スプレーマム

FP NEWS

TAX & ASSET MANAGEMENT

zaicom.

（編集発行人）

ザイコム・ジャパン株式会社

代表取締役 山村英治

〒150-0034
東京都渋谷区代官山町17-1
代官山アドレス・ザ・タワー1812
TEL 03-5728-8360
FAX 03-5728-8361
info@zaicom.jp

10月（神無月） OCTOBER

8日・体育の日

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

ワンポイント たばこ税の見直し

10月からたばこ税の税率等が見直されます。紙巻きたばこについては、国及び地方のたばこ税の税率を4年かけて1本当たり3円増額し、急速に市場が拡大している加熱式たばこについては、新たに課税区分を設けた上で、製品特性を踏まえた課税方式に5年かけて見直されます。

10月の税務と労務

国　税／9月分源泉所得税の納付　10月10日

国　税／特別農業所得者への予定納税基準額等の通知　10月15日

国　税／8月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）　10月31日

国　税／2月決算法人の中間申告　10月31日

国　税／11月、2月、5月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合）　10月31日

地方税／個人の道府県民税及び市町村民税の第3期分の納付　市町村の条例で定める日

労　務／労働者死傷病報告（7月～9月分）　10月31日

労　務／労災の年金受給者の定期報告（7月～12月生まれ）　10月31日

労　務／労働保険料第2期分の納付　10月31日（労働保険事務組合委託の場合は11月14日）

平成三〇年度 税制改正
個人所得課税の見直しポイント

平成三〇年度税制改正では、前年度改正での配偶者控除・配偶者特別控除に続く個人所得課税の見直しとして、給与所得控除や公的年金等控除、基礎控除など広範囲にわたる見直しが行われました。

適用は、所得税が平成三十二年（二〇二〇年）分、個人住民税は平成三十三年（二〇二一年）度分からとされていますが、企業の経営者や経理担当者としては、改正時点で一度整理しておきたいところですので、以下、説明します。

改正の概要

1 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

近年、特定の企業等に属さずフリーランスとして仕事をしたり、子育てしながら在宅で仕事を請け負う、高齢者が長年培った能力や経験を活かし起業支援等の形で活躍するなど〝働き方の多様化〟が進んでいます。

これを踏まえ、様々な形で働く人を応援する等の観点から、特定の収入にのみ適用される「給与所得控除」及び「公的年金等控除」の控除額を一律一〇万円引き下げる一方、「基礎控除」の控除額を同額の一〇万円引き上げます。

また、給与所得と年金所得の双方を有する場合の負担増に対応するため、片方に係る控除のみが減額される措置が設けられています。

2 給与所得控除の見直し

給与所得控除については、実額の勤務関連経費や諸外国の水準と比べても過大となっているとの指摘があることから、近年、段階的に上限が引き下げられています。今回もこの方針に沿って、一律一〇万円引き下げとは別に高所得者の給与所得控除の上限が引き下げられます。

具体的には、給与所得控除の上限が適用される給与等の収入金額の水準が改正前の一、〇〇〇万円から八五〇万円となり、その上限額は二二〇万円から一九五万円となります（図1）。

これにより、給与等の収入金額が八五〇万円を超える者については税負担が増加することになりますが、この場合でも子育てや介護に対して配慮する観点から、二三歳未満や特別障害者である扶養親族等を有する者等に負担増とならないよう措置が講じられています。

なお、見直しに伴い給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表、年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表等が変更されます。

3 公的年金等控除の見直し

公的年金等控除は、給与所得控除とは異なり控除額に上限がないことから、年金以外の所得がいくら高額でも年金のみで暮らす者と同じ額の控除が受けられるため、高所得の年金所得者にとって手厚い仕組みとの指摘がありました。そこで、一律一〇万円引き下げとは別に世代内・世代間の公平性を確保する観点から、年金以外に高額の収入がある者については、公的年金等控除を引き下げるとともに、控除額の上限が設定されました。

具体的には、公的年金等収入が一、〇〇〇万円を超える場合は、控除額に一九五万五、〇〇〇円の上限が設けられました。

また、公的年金等以外の所得金額が一、〇〇〇万円超の場合には、控除額を一〇万円引き下げ、二、〇〇〇万円超の場合には控除額を二〇万円引き下げる

こととされました（図2）。

4　基礎控除の見直し

基礎控除は、所得の多寡によらず一定金額を所得から控除するものですが、高所得者にまで税負担の軽減効果を及ぼす必要性は乏しいのではないかとの指摘がなされてきました。

改正では、これを踏まえ合計所得金額二、四〇〇万円超から控除額が逓減し、二、五〇〇万円超で消失する仕組みに見直されました（図3）。

なお、今回の見直しを踏まえて、年末調整で基礎控除の適用を受ける場合は、合計所得金額の見積額などを記載した「給与所得者の基礎控除申告書」の提出が必要となります。

5　基礎控除の引上げと給与所得控除の引下げに伴う所要の改正

基礎控除の引上げと給与所得控除の引下げに伴い、基礎控除と給与所得控除の金額等を踏まえて設定されている配偶者控除や扶養控除、雑損控除等の金額要件等が改正されました。

図1　給与所得控除の見直し　（財務省資料）

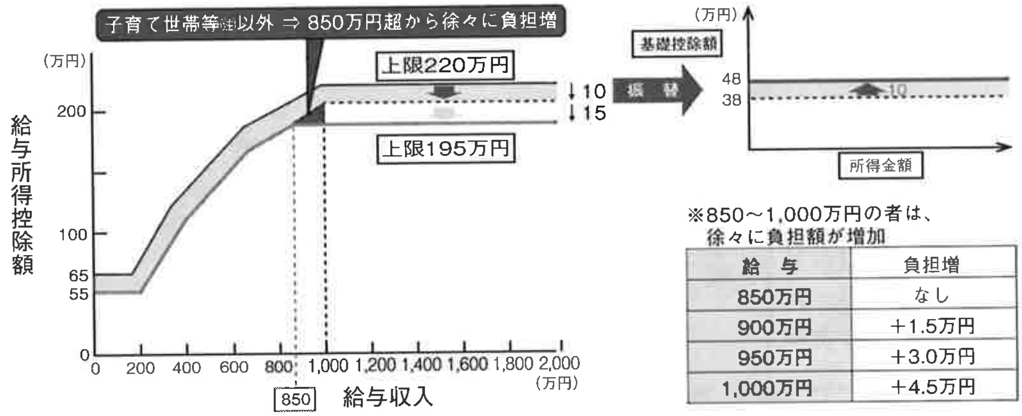

※850～1,000万円の者は、徐々に負担額が増加

給　与	負担増
850万円	なし
900万円	+1.5万円
950万円	+3.0万円
1,000万円	+4.5万円

（注）23歳未満の扶養親族を有する者及び特別障害者控除の対象である扶養親族等を有する者等（いわゆる「介護」を受けている者以外の特別障害者を含む）

図2　公的年金等控除の見直し　（財務省資料）

（65才以上の場合）

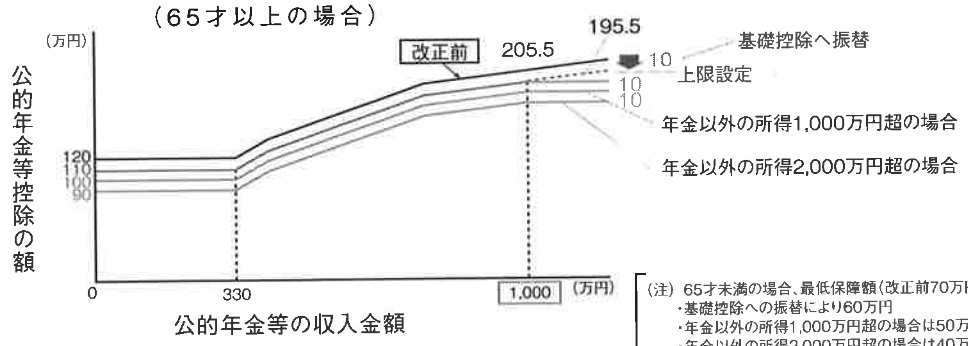

（注）65才未満の場合、最低保障額（改正前70万円）は、
・基礎控除への振替により60万円
・年金以外の所得1,000万円超の場合は50万円
・年金以外の所得2,000万円超の場合は40万円
となる。

図3　基礎控除の見直し　（財務省資料）

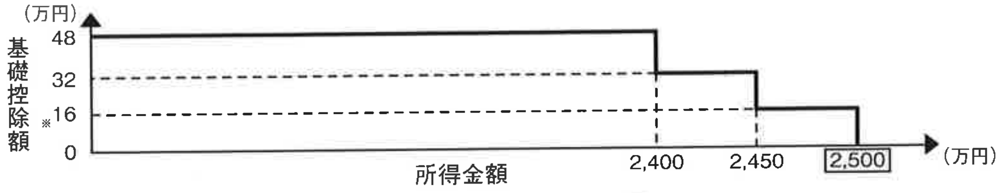

※個人住民税の基礎控除額はそれぞれ43万円、29万円、15万円

個人のe-Tax利用の簡便化

これまで個人の方がe-Taxを利用するには、マイナンバーカードを持っていたとしても、e-Taxの開始届出書を提出する必要がありました。また、電子署名をするためにICカードリーダライタが必要となっていました。

平成31年1月以降は、現行方式に加えて、①マイナンバーカード方式と②ID・パスワード方式という新たな方式が設けられることとなります。

① マイナンバーカード方式とは？

マイナンバーカードがあるときは、e-Taxの開始届出書の提出が不要になります。ただし、この場合は、電子署名をする必要があるので、ICカードリーダライタは必要です。

② ID・パスワード方式とは？

マイナンバーカードがないときは、税務署で職員と対面してe-Taxの開始届出書を提出すると、e-TaxのID・パスワードを受領することができます。このID・パスワードを使えば、確定申告をする際の電子署名が必要なくなり、ICカードリーダライタが不要になります。

さらに、スマートフォンやタブレットで所得税の確定申告書の作成ができるようになります。年末調整済みの会社員（給与所得者）の方で、医療費控除やふるさと納税などの寄附金控除を適用するときは、スマホ専用画面で簡単に確定申告書を作成することができます。

また、マイナンバーカードやICカードリーダライタがなくても、ID・パスワード方式を利用して送信すれば、スマホだけで確定申告を完了させることができるようになります。この場合、申告書の控はPDF形式でスマホなどに保存できます。

これらの改正により、ますますe-Taxを利用しやすくなります。

罰金や交通反則金などを負担したとき

法人がその役員や使用人に対して課された罰金、科料、過料、交通反則金を負担した場合で、その罰金等が法人の業務の遂行に関連してされた行為等に対して課されたものであるときは、法人の損金の額に算入しないこととされています。そのため、法人の決算において租税公課などで計上した場合には、申告書の別表で加算する調整をしなければなりません。

なお、負担した罰金等が法人の業務の遂行に関連しない行為等に対して課されたものであるときは、その役員や使用人に対する給与となり、源泉徴収の対象となります。罰金等を課されたのが役員である場合は臨時的な給与となるため、損金不算入となります。

また、個人事業主の場合も、罰金、科料、過料、交通反則金は、必要経費になりません。

平成31年1月より国際観光旅客税が創設されます

観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るための恒久的な財源を確保するために、国際観光旅客税が創設されました。

国際観光旅客税は、原則として、船舶又は航空会社（特別徴収義務者）が、チケット代金に上乗せする等の方法で、日本から出国する旅客（国際観光旅客等）から出国一回につき一、〇〇〇円を徴収し、これを国に納付する制度で、平成三十一年一月七日以後の出国から適用されることとなります。

ただし、二歳未満の者や適用日より前に発券された航空券で同日以後に出国する者等、一定の者については「国際観光旅客税」を支払う必要がありません。

会社経営における経営者夫人のかかわり方

Iさんは、化粧品会社のサラリーマンの夫と結婚して十年。ある日、突然、夫から「叔父の会社（魚市場の仲卸業者へ包装資材を供給している業者）の社長になってくれと言われ考えていたんだが…。やむなく引き受けることにした」と告げられました。

Iさんに限らず経営者夫人は、一般の主婦とは異なった立場にあり、特別な心構えを持っていなくてはならないでしょう。

経営者夫人の在り方

経営者夫人の在り方を具体的に考えてみましょう。

第一に、「自分の立場を自覚して行動する」

経営者夫人は通常のサラリーマンの妻とは立場が異なり、その責任は重く、行動の自由は束縛されて、自分の善意の行動や無意識の行動が、経営者の仕事や人物評価に影響することを認識しなければなりません。

そして、それを自覚するのは、夫との話し合いや関係先の行動等を通じて、会社の中での経営者がどのような立場にいるのかを知るからです。

前述のIさんは、夫に頼まれた資料を会社に届けに行く途中、倉庫の隅で社員同士の「あのバカ社長が…」という話を耳にしたとき、頭にカッと血が上ったそうです。

その時のことを十数年たった現在でも忘れられない、と言います。その後のIさんは〝経営者である夫がいかに孤独であるか〟を知り、これからは〝シッカリと手助けする〟と決心したということです。

第二に、「関係者との接触・態度に気を配る」

取引先や銀行、社員、地域団体などは、経営者夫人の態度によって会社を評価することが多いようです。

また、父子、兄弟が会社の中で働いているときには、それらの夫人（姑や義妹等）との関係を良くすることに努めなければならなくなります。

これは、夫人同士の争いが社内での活動をギクシャクさせることに飛び火する可能性もあるからです。

第三に、「家庭生活に気を配る」

家庭生活の雑事に夫を巻き込まないことは当然として、それ以外に、夫の健康への配慮が大切です。

さらに、多忙な経営者が求めているのは、サラリーマン家庭と同様、心身の憩の場であることを忘れてはならないでしょう。

経営者夫人の経営への参画

では、経営者夫人が経営に参画するときの注意点を見ていくことにします。

(一)　参画のプラスとマイナス面について

先日、T週刊誌がサラリーマンの共働きの問題を特集していましたが、これは共働きが一般化しているからでしょう。

経営者夫人が夫の会社で働くことも珍しくはありません。

ただし、大きく違うのは、経営者夫人が会社で重要な地位にあるため、経営に大きな影響を及ぼすことと、その地位が経営者の妻という立場で得ている、という点です。

そして、この点から経営者夫人は会社経営に大きなプラス面とマイナス面を生じさせます。

まず、プラス面からみると、①経営者は信頼できる協力者として心強いし、重要な職務を担当させることができる、②経営者と社員との間の潤滑油の役割を果たすことができる、③経営者に不慮の事故が起きたとき、会社の混乱を小さくさせると期待できる、等です。

一方、マイナス面では、①会社に同族色が強まったり、権限の濫用などが生じる恐れがある、②経営者との協力関係が円滑にいかないと、職場に混乱が生じ

る、③会社の仕事にウエイトがかかってくると、家庭生活がイビツになってきたり、何よりも、経営者夫人の健康を損なう恐れが生じる、等です。

したがって、プラス面とマイナス面のバランスを上手にとれば良い、ということになります。

しかし、ことはそのように簡単には進まず、多くの場合、マイナス面を軽く見たり、経営者夫人が自分の都合を優先させているにもかかわらず、会社内での地位を放棄しようとしない場合が度々あります。

結論から言えば、プラス面とマイナス面を見定めるのは経営者の責任、ということでしょう。

㈡　経営参画の判断について

経営者夫人が、経営にどの程度、また、どういう形でかかわりを持つかは、次の三点から総合的に判断することになると思います。

一つ目は、経営者の夫がそれを希望しているか否か、二つ目は、経営者夫人本人にその希望があるか否か、三つ目は、会社の経営および業務面から見て、夫人の参画が必要か否か、です。

前述のIさんの例。

Iさんは、二年間、夫の社長業を見ていました。

経営がうまくいかず悩んでいる夫に、経営講習会の参加を勧めたり、夫のグチを粘り強く聞き励ましたりしました。

社長I氏は講習会に出席した翌日は、社員の前で〝会社組織とは〟と言った内容の話をし、社員に陰では馬鹿にされたり、古くからの幹部社員からの話を鵜呑みにしては失敗したり…と。

一年目、二年目と売上は減少するばかり…。特に経営に打撃を与えたのは社員が二人、三人、五人と辞めていったことです。

I氏の社長就任の時にいた社員は一五名。それが二年後では八名。

やむにやまれず夫人のIさんは経理担当として入社。顧問の会計事務所から職員を派遣してもらいながら、何とか処理していく半年間だったとIさんは述懐します。

Iさんは更に、会計事務所に人手不足のことを相談。会計事務所から知り合いの人材派遣会社を紹介してもらいました。

「こんな男ばかりの荒っぽい市場（Iさんの会社は市場の中にある）に来てくれる人はいない」と思っていると、20代の若い女性が、「私も地方で実家が魚屋をやっています、雇ってもらえませんか？」と来社。この女性が運良く入社してくれたお陰で、派遣会社からまた若い男性が二名入ってきました。

それやこれやで現在、Iさんを含め社員は一三名。業績は順調です。

㈢　業務の分担と処遇について

経営者夫人といえども会社内で特定の業務を分担する以上は、会社組織の一員にすぎず、会社内での経営者との関係は「夫と妻」ではありません。こと、中小同族会社では、公私混同に注意しなければなりません。

例えば、「肩書き」について、本人の能力と担当業務に相応したものでなければなりません。肩書きの「安売り」が本人の負担になるのならまだ良いですが、ときにそれが大きな業務上の失敗を生じさせる恐れもあります。

次に「勤務態度」の問題。

他の社員と同様でなければならないことは当然のことです。

経営者夫人が会社の仕事の他に主婦業も兼務しているといえ、それは個人的な事情であり、社員でいる以上、持ち込んではなりません。他の社員は、経営者夫人という立場をみて、大目に見てくれていると心し、自分自身の行動を律していく必要があります。

さらに問題になるのは、経営者夫人の「給与」です。

経営者夫人が会社から給与を受けることは、私財の蓄積に役立つと考えますが、いき過ぎた高給を受け取れば社員の勤労意欲を低下させることにもつながります。

経営者夫人といえども、仕事に応じた肩書きと、肩書きに応じた給与を考えることは「大切なことと考えるべきです。

以上、経営者夫人のことについて述べてきました。夫人の素質によるところが大きいのですが、それ以上に経営にプラスにできるかどうかは、経営者の指導力に負っていると捉えるべきでしょう。

大地震の意識調査

内閣府公表の「防災に関する世論調査」によると、大地震が起こった場合に心配なこと（複数回答方式）では、「建物の倒壊」が72.8%と最も高く、次いで「家族の安否の確認ができなくなること」61.3%、「食料、飲料水、日用品の確保が困難になること」57.3%などでした。

続いて、住まいの耐震診断の実施有無についての聞きとり調査では、「耐震診断を実施している」は28.3%にとどまり、「耐震診断を実施していない」51.5%、「分からない」20.2%と、半数以上が耐震診断を実施していない結果となりました。

このうち、今後耐震診断を実施する予定がある人は全体の3.5%とわずかで、多くの人が建物の倒壊を心配しているものの、耐震診断の実施に至っていないことが判明しました。

また、大地震が起こった場合に備えての対策（複数回答）では、「自宅建物や家財を対象とした地震保険に加入している」46.1%、「食料や飲料水、日用品などを準備している」45.7%、「停電時に作動する足元灯や懐中電灯などを準備している」43.3%となっています。

大地震が起こった場合に心配なこと（複数回答、上位５項目） 内閣府資料より

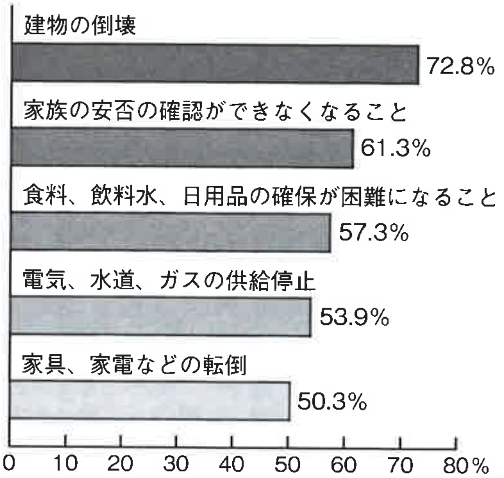

リスク評価のズレ

リスクについては、リスクとその評価にズレの問題があります。リスク（客観的なもの）とリスク知覚（主観的なもの）の関係にズレがあるからです。

客観的リスクに対し主観的リスクが大きい（過大評価する）例に、飛行機事故、殺人、狂牛病、サメに襲われる等があります。

身近でないこれらの事件は、メディアの露出度が高いのも評価のズレの一因です。

では、客観的リスクが主観的リスクより大きい場合としての例は、交通事故、喫煙、ギャンブル等です。

身近でコントロール可能性が高い（と思われている）がメディア露出度は概して高くありません。しかし、交通事故を例にとると日本では一日、一〇人亡くなっています。

客観的リスクこそ、自らの危険として認識したいものです。

組織の機能

社員数10人位までは、組織がうまく機能します。しかし、社員数が更に増えて、10人～30人位までになると、社長はリーダーを置き、リーダーの下に担当者がいるという組織の階層は２階層になります。

社長がリーダーに100の事を伝えてもリーダーが50しか受け取らないと、リーダーから担当者へはその半分の25の情報量になり易いです。

したがって、社長は原則、担当者に朝その日の行動予定の話し合いを行い、夕方、その日のチェックを行うことになります。

さらに、社員が30人超の3階層では、社長は毎週月曜日にリーダーとその週の予定を話し合い、金曜日の夕方にチェックをすることになります。

いずれの場合でも、社長と担当者、社長とリーダーの接し方を「仕組み」にしていくことが組織を機能させる上で必要なことになってきます。

働き方改革関連法の成立

平成三十年七月六日に、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が公布されました。

この法律は、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保等のための措置を講ずるものです。

今回は、主に長時間労働の是正、柔軟な働き方の実現について定められたものに関し概要をお伝えします。施行日は項目に応じて異なりますので、各項目の本文中に表示します。

一　長時間労働の是正

㈠　時間外労働の上限

①　原則

月四五時間、年三六〇時間以内とされます。

②　臨時、特別な事情がある場合

次のいずれも満たす範囲内とされます。

・単月一〇〇時間未満（休日労働を含む）
・二ないし六か月平均八〇時間以内（休日労働を含む）
・年間七二〇時間以内

③　適用除外・猶予の事業等

次のいずれかに該当する事業または業務については、労働時間の上限規制について、適用が除外または猶予されます。

イ　新技術・新商品等の研究開発業務

医師の面接指導の実施（時間外労働が一定時間を超える場合には、事業主はその者に必ず医師による面接指導を受けさせる）、代替休暇の付与等の健康確保措置を設けた上で時間外労働の上限規制は適用しないこととされます。

ロ　自動車運転の業務

改正法施行五年後に時間外労働の上限規制（年間の上限を九六〇時間とするなど一般と異なる扱いあり）が適用されます。

なお、労働時間の動向その他の事情を勘案しつつ、この特例の廃止について引き続き検討する旨が規定されています。

ハ　建設事業

改正法施行五年後に時間外労働の上限規制が適用されます。

ただし、災害時における復旧・復興の事業については、一か月一〇〇時間未満・複数月平均八〇時間以内の要件は適用しないこととされます。

ロの自動車運転の業務と同様に、建設業についても、この特例の廃止について引き続き検討する旨が規定されています。

ニ　医師

改正法施行五年後に、時間外労働の上限規制が適用されます。

具体的な上限時間等は省令で定めることとし、医療界の参加による検討の場において、規制の具体的あり方、労働時間の短縮策等について検討し、結論を得ることとされました。

ホ　鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業

改正法施行五年間は、一か月一〇〇時間未満・複数月八〇時間以内の要件は適用しないこととされ、改正法施行五年後に、時間外労働の上限規制が適用されることとなります。

時間外労働の上限規制の施行日は、大企業では平成三十一年四月一日、中小企業においては平成三十二年四月一日とされました。

㈡　中小企業における割増賃金猶予措置の廃止

月六〇時間を超える時間外労働に対し、割増賃金率を「五〇%以上」とする措置は、中小企業への適用が猶予されています（現行は二五%以上）。

平成三十五年四月一日以降は、この猶予措置を廃止することとされました。

㈢ 年次有給休暇の時季指定付与

使用者は、十日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対し、五日について、毎年、時季を指定して与えなければならないこととされました。

なお、労働者の時季指定や計画的付与により取得された年次有給休暇の日数分については指定の必要はありません。

大企業・中小企業とも、平成三十一年四月一日が施行日とされます。

㈣ 労働時間の状況の把握

労働時間の状況を省令で定める方法（※）により把握しなければならないこととされました。

※ 省令では、使用者の現認や客観的な方法による把握を原則とすること等が定められる見込みです。

大企業・中小企業とも、平成三十一年四月一日が施行日とされます。

二 多様で柔軟な働き方の実現等

㈠ フレックスタイム制の見直し

フレックスタイム制の「清算期間」の上限が三か月（現行一か月）に延長されます。

一か月を超える期間を清算期間とするときは、一か月ごとに区分した各期間を平均し、一週間あたりの労働時間が五〇時間を超えない範囲とすること、行政官庁に対し労使協定を届け出ること等を要します。

㈡ 高度プロフェッショナル制度の創設

職務の範囲が明確で一定の年収を有する労働者が、高度の専門的知識を必要とする等の業務に従事する場合に、健康確保措置（後述）を講じること、本人の同意や労使委員会の決議等を要件として、労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定を適用除外とすることとされます。

〈健康確保措置〉

年間一〇四日の休日確保措置が義務づけられます。

そのほか、次のいずれかの実施義務が設けられています（選択的措置）。

・勤務間インターバル措置
・一か月又は三か月の在社時間等の上限措置
・二週間連続の休日確保措置
・臨時の健康診断

また、制度の対象者の在社時間等が一定時間を超える場合には、事業主は、その者に医師による面接指導を受けさせなければならないこととされます。

施行日は、平成三十一年四月一日です。

三 勤務間インターバル制度等

㈠ 勤務間インターバル制度の普及促進

事業主は、前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息の確保に努めなければならないこととされました。

事業主の責務として、短納期発注や発注の内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する努力義務規定が設けられています。

㈡ 労使の取組促進

企業単位での労働時間等の設定改善に係る労使の取組を促進するため、企業全体を通じて一の労働時間等設定改善企業委員会の決議をもって、年次有給休暇の計画的付与等に係る労使協定に代えることができることとされました。

施行日は、平成三十一年四月一日です。

四 産業保健機能等の強化

産業医（労働者数五〇人以上の事業場等において選任義務あり）、産業保健機能の強化を図るため次のことが定められました。

・事業者は、衛生委員会に対し、産業医が行った労働者の健康管理等に関する勧告の内容等を報告する。
・事業者は、産業医に対し産業保健業務を適切に行うために必要な情報を提供する。

施行日は、平成三十一年四月一日です。

五 その他

今回触れた内容のほか、正規雇用労働者と短時間・有期雇用労働者等との間の公正な待遇の確保等についても規定されました。施行日は、平成三十二年四月一日（中小企業における一部規定の適用は平成三十三年四月一日）です。

働き方改革関連法については、今後も動向に留意しつつ、社内での対応を検討、実施していきましょう。

インセンティブ制度（医療保険）

全国健康保険協会（協会けんぽ）では、平成30年度より「インセンティブ（報奨金）制度」が導入されています。

この制度は、協会けんぽの加入者及び事業主の取組に応じて、インセンティブ（報奨金）を付与し、それを「健康保険料率」に反映させるものです。

特定健診（生活習慣病の予防のための健康診断）・保健指導（生活習慣を見直すサポート）の実施率やジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用割合などの評価指標に基づき、協会けんぽの都道府県支部をランキング付けし、ランキングで上位過半数に該当した都道府県支部については、支部ごとの得点数に応じた報奨金によって保険料率の引き下げが行われます。

※ 保険料率への反映は、平成32年度からとなります。

指標のうち特定健康診断の受診率は、協会けんぽが実施する生活習慣病予防検診を受診することや、事業主から協会けんぽに対する健康診断（40歳以上の被保険者）の実施結果の提供により評価が行われます。

また、特定保健指導の実施率は、協会けんぽが行う同指導を利用することにより実施率に算入されます。

その他の指標として、特定保健指導対象者の減少率や、医療機関での受診勧奨を受けた要治療者の受診率も掲げられています。

〈引き下げ例〉

標準報酬月額28万円、保険料率10.0％の場合、労使折半前の保険料月額は28,000円（28万円×10.0％）です。

インセンティブ制度による報奨金で保険料率が－0.1％の減算になった場合、保険料月額は27,720円（28万円×9.90％）となり、月額280円（年間3,360円）の引き下げとなります。

高年齢者の雇用保険と保険料

新たに雇い入れた六五歳以上の労働者は、以前は雇用保険の被保険者とされませんでしたが、平成二十九年一月一日以降は被保険者の資格を取得することとされています。

失業時の給付（高年齢求職者給付金）のほか、所定要件を満たした場合は、育児・介護休業時の給付金や教育訓練給付も受給をすることができます。

なお、現行制度では、毎年四月一日時点で満六四歳以上の者の雇用保険料は免除されています。

この扱いは平成三十一年度までの経過措置とされ、平成三十二年四月以降は六四歳未満の者と同様に保険料徴収対象となることに注意を要します（保険料率・負担割合は六四歳未満の者と同様です）。

ねんきんネットによる通知確認等

日本年金機構から送付される「年金額改定通知書」「年金振込通知書」などは、「ねんきんネット」の画面上から内容確認をすることや、それらの通知書のPDFファイルをダウンロードして保存することのほか、印刷し、公的年金担保融資の申請の際に金融機関に提出する年金額証明書類として使用することができます。

※ 同ネットから入手した「公的年金等の源泉徴収票」（PDFファイル）を印刷したものは、書面による確定申告の際の添付書類として使用することはできません。

なお、通知書の原本が必要な場合は、年金事務所の窓口に行かず、ねんきんネットより再交付申請をすることもできます。

利用の際は「ねんきんネット」のユーザＩＤが必要です。ＩＤの発行方法は年金機構のホームページ（または、ねんきんネット専用ダイヤル等）でご確認ください。

気象病

昔から、「古傷が痛むと雨が降る」といった言い伝えがあります。実際に、雨が降りそうになると関節が痛くなったり、めまいを感じたりする人がいます。

このように、気象の変化によって発症したり症状が悪化したりする病気を「気象病」といいます。

気象病の検証実験

愛知医科大学の研究グループは、気象病について様々な実験やアンケート調査を実施しています。

ラットを強制的に泳がせると、うつ状態になって後ろ肢を動かさないことがわかっています。20hPa気圧を減圧した状態でラットを強制的に泳がせると、後ろ肢を動かさない時間が10～60%延びたという結果がでました。この実験から、気圧が下がることでうつ状態が悪化したことがわかりました。

この研究グループが20歳以上の6,000人を対象に行ったアンケート調査によると、身体のどこかに３か月以上続く慢性の痛みがある人は約40%でした。そのうち25%、つまり全体の約１割の人が、天気が悪いときや天気が崩れるときに痛みが悪化すると回答しました。日本の20歳以上の人口は約１億人ですので、約1,000万人の人が天気の変化によって何らかの痛みを感じていることになります。これだけ多くの人が、天気の影響を受けて痛みを感じているのですが、周囲の人に「なぜ具合が悪いのか」「どれほど痛いのか」を理解してもらうことは難しいと感じているようです。

発症のしくみ

愛知医科大学の研究グループはこれまでの実験から、鼓膜の奥にある「内耳」という器官に、気圧の変化を感じるセンサーがあると考えています。内耳のセンサーでキャッチした気圧の変化の情報を脳へ伝えると、自律神経系が活性化されるようです。気象病は、内耳にある気圧センサーが敏感なため、少しの気圧の変化で過剰に脳に情報が伝わり、交感神経と副交感神経のバランスが崩れることで発症すると考えられます。交感神経が活発になりすぎると痛みを感じ、副交感神経が活発になるとだるくなったり眠くなったりします。

①車に酔いやすい、②のぼせやすい、③夕方になると集中力がなくなる、④寒暖差に弱い、⑤ストレスがあると眠れなくなる、のうち３つ以上の項目が当てはまる人は、気象病にかかりやすいと考えられますので、注意が必要です。

対処法

気象病は、内耳にある気圧のセンサーからの情報に対して身体が適切に対応できていないため発症します。乗り物酔いも内耳と視覚からの情報が脳に混乱を引き起こすことで起こることから、気象病と乗り物酔いは同じようなメカニズムで発症すると考えられます。従って、気象病によってめまいが発症したときは、市販の酔い止め薬を服用することが症状の改善につながるようです。気象の変化による片頭痛の予防にも酔い止め薬が効果的だそうです。

ストレスがあると眠れなくなるように自律神経が乱れがちな人は、普段から適度な運動と十分な睡眠によって自律神経を整える習慣を心掛けることが、気象病の予防には大切です。

ひざの痛みなどの関節痛は、高湿度や気温の低下によって引き起こされます。梅雨時の除湿やエアコンの風が直接当たって関節が冷えないようにすることが大切で、痛みを感じたらカイロなどで温めることで、症状が改善するようです。関節痛は慢性化すると日常生活にも支障をきたします。気象病専門の外来もあるようですので、医師に相談することも良いでしょう。

キャッシュレス社会

日本の現状

経済産業省が４月にまとめた「キャッシュレス・ビジョン」によると、日本でのキャッシュレス決済の比率は2015年現在で18.4％でした。2008年は11.9％でしたので、6.5ポイント程度増加しています。一方、世界各国の状況をみると、最も普及している韓国では89.1％、次いで中国の60％、アメリカが45％と、諸外国と比較すると普及割合はあまり進んでいません。

日本では少子高齢化と人口減少によって労働者人口が減少することから、生産性を向上させることが喫緊の課題とされています。国は、キャッシュレスを推進することで、実店舗などを無人化・省力化させることや、不透明な現金資産の見える化、流動性の向上と不透明な現金流通の抑止による税収向上につながると考えています。そこで昨年６月に「未来投資戦略2017」を閣議決定し、2027年までにキャッシュレス決済の比率を４割程度とすることを目指すとしました。

支払手段

紙幣や硬貨といった物理的な現金を使用しなくても活動できる状態を、キャッシュレスといいます。キャッシュレスの支払手段は、プリペイド・リアルタイムペイ・ポストペイの３種類に大別されます。日本では、ポストペイ方式のクレジットカードが主流です。キャッシュレス化が最も進んでいる韓国でも、クレジットカードが多く利用されています。一方、イギリスやフランスなどのヨーロッパ諸国では、デビットカードが最も普及しているようです。

各国の種類別カード保有枚数を比較すると、日本は総人口一人当たり7.7枚のカードを保有しています。これはシンガポールに次いで世界で２番目に大きな値で、キャッシュレス化が進んでいる韓国よりも多く保有していることになります。保有しているカードの種類を見ても、日本ではクレジットカード・デビットカード・電子マネーを、それぞれ一人当たり２～３枚ずつ持っているようです。

普及が進まない理由

世界的に見ても現金以外の支払手段を多種・多数保有している日本で、キャッシュレス化が進まないのはなぜでしょう。政府は、キャッシュレス化が進まない理由として、現金を好む国民性にあると考えています。その上で、外国に比べて盗難が少ないという治安の良さや、偽札が少ないことによる現金に対する信頼の高さ、店舗などのレジの処理が高速でかつ正確であること、ＡＴＭの利便性が高く現金の入手が容易であることなどをキャッシュレス化が進まない社会的背景として挙げています。博報堂の調査によると、キャッシュレス社会に「なった方が良い」が48.6％だったのに対して、「ならない方が良い」は51.4％と、キャッシュレス社会に反対する意見が半数を超えます。反対する理由として、「浪費しそう」や「お金の感覚が麻痺しそう」といった使い過ぎの不安が挙げられていました。

キャッシュレス化が普及しない要因として、実店舗側の事情もあります。キャッシュレス化に対応するためには、支払端末の設置や支払サービス事業者に対する手数料のように、導入や維持運用にコストが発生することが、キャッシュレス化に対応しない大きな理由の一つのようです。また、現金決済の場合は即時に資金化できますが、キャッシュレス決済を導入すると、一般的には資金化できるまでに半月から１ヶ月程度かかることも、キャッシュレス化が進まない要因と考えられています。

参考文献：キャッシュレス・ビジョン（経済産業省）

食べ合わせ

「食欲の秋」というように、秋は果物をはじめ美味しい食材がたくさんあります。しかし、例えば「天ぷら」と「すいか」のように、食べ合わせの悪い組み合わせもあるので、注意が必要です。

カニは、ビタミンB1やB2が多いので栄養の代謝を良くするといわれていますが、傷みやすい食材です。一方で柿は消化が悪いうえ、カニも柿も身体を冷やす食材なので、一緒に食べるとより身体を冷やしてしまい、特に冷え性の人は症状が重くなることがあります。同様に、茄子の漬物と蕎麦の組み合わせも、共に身体を冷やす作用があるので、良くない組み合わせとされています。ただ、蕎麦は加熱すると身体を冷やす作用が緩和されるので、温かい蕎麦にして、身体を温める効果のあるネギや七味を加えると良いでしょう。

シラスには身体の成長に関係するリジンというアミノ酸が含まれています。大根にはリジンの吸収を阻害する作用があります。したがって、シラスと大根はリジンの摂取という点では、一緒に食べない方が良いことになります。ただ大根には、シラスに含まれるカリウムやカルシウムの吸収を助けるビタミンCが含まれているので、シラスと大根を一緒に食べるときは酢をかけて食べると良いそうです。

トマトときゅうりはサラダとして一緒に食べることがあると思いますが、実はあまり良くない組み合わせのようです。トマトに含まれるビタミンCにはガンや脳卒中などの予防に効果があるとされていますが、きゅうりに含まれるアスコルビナーゼにはビタミンCを壊す作用があるそうです。

ラーメンとごはんは炭水化物摂取量が増えて疲労や肥満を招く恐れがあるので、良くない組み合わせです。どちらも糖質代謝に関係するビタミンB1をあまり含んでいないことも理由に挙げられます。

国会同意人事

会計検査院の検査官や日本銀行の総裁などの人事は、国会の本会議での同意を経て内閣や内閣総理大臣、各省の大臣が任命します。この仕組みを「国会同意人事」といいます。対象は、約四〇機関、二五〇人以上で、内閣が人事案を衆参両院の議院運営委員会理事会に提示し本会議で議決されます。

予算案や法案と違い、衆議院で可決されても参議院で否決されると直ちに不同意となります。不同意の場合は、後任者が任命されるまで欠員となるか、前任者がいる場合は前任者が後任者の任命まで引き続き職務を行うとされています。実際に、いわゆる「ねじれ国会」では不同意になることも多くあり、例えば二〇〇八年に自公政権が提示した日銀総裁・副総裁人事案を参院民主党が反対したため二〇日間の空白期間が生じています。

リュウグウ

小惑星探査プロジェクトを実施している宇宙航空研究開発機構(JAXA)が打ち上げた「はやぶさ2」が、6月29日に目的の小惑星であるリュウグウ(Ryugu)に到着しました。はやぶさ2が2014年12月に打ち上げられてから、実に1,302日目でした。

リュウグウは、1999年にアメリカが発見した小惑星です。直径が約900m、明るさは約22等級でかなり黒っぽい小惑星です。2008年にはリュウグウは地球から約2,400万km離れていましたが、2020年には900万kmくらいまで接近するようです。このタイミングで、はやぶさ2は地球に帰還する予定です。

リュウグウは球形にちかい形をしていて、約7時間半で自転をしています。リュウグウには水を含む岩石があるとみられており、はやぶさ2による探査による解明が期待されます。